

記入上の注意 - 認知・出生届

記入に際しての留意事項は次の通りです。よく読んで間違いのないようにお書きください。

- ① 出生届は、記載例に従って記入して下さい。
- ② 出生届の際のお子様の姓は日本の姓(日本の戸籍上の苗字)になります。
お子様の名については、フランスの出生証明書の名前と日本側へ届け出る名前（戸籍に記載する名前）が異なる場合には、出生届の「その他欄」に次のようにお書きいただく必要があります。
(例) 仏側の出生届証明書の名は、「マノン 恵」と記載されているが、日本側には「マノン」と届出る。
なお、戸籍の氏名及び住所には、「・」「ー」「＝」「、」等の記号は記載されませんので、お書きにならないで下さい。
- ③ 外国人親の氏名は姓を先に、名は出生証明書の記載どおり省略せずにカタカナでお書き下さい。
お子様の名前と同様、記号は記載されませんので、お書きにならないでください。
- ④ フランスの地名は、パリ市以外は、“フランス国”の後に県名を入れて下さい。
例：フランス国オードセーヌ県クリシー市ニコロ通り 1 番地
フランス国パリ市第〇〇区ニコロ通り 1 番地
- ⑤ 届出用紙には印鑑又は拇印（右手親指）で記載例の通り押印して下さい。
- ⑥ 外国人親の国籍を証明する書類（旅券又は身分証明書）は、認知日及び認知届出時に有効なものが必要です。窓口で必ず原本を提示して下さい。当方にてコピーを取りすぐにお返し致します。 郵送で届け出る場合は、旅券または身分証明書のコピーをとり、市役所で原本に相違ない旨の認証（“copie certifiée conforme”）を受けたものをお送りください。旅券又は身分証明書の原本を送付される場合は、返送しますので、書留料金分の切手及び返信用封筒を同封して下さい。

新しい戸籍が編成されるまで約2ヶ月かかります。その頃を見計らって戸籍謄本をお取り寄せになるなどして必ず確認して下さい。